様式第15号（第6条関係）

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

年　　月　　日

坂祝町長　様

住所

氏名

【法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名】

電話番号

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 請求金額 | 円 | | | |
| 2 内訳 | 請求内訳書のとおり | | | |
| 3 選挙の名称 | 令和５年４月２３日執行　　　　　　　　　　選挙 | | | |
| 4 候補者の氏名 |  | | | |
| 5金融機関名等 | 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 預金種別 |  | 口 座 番 号 |  |
| フ リ ガ ナ |  | | |
| 口 座 名 義 人 |  | | |

備考

　1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場

合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた

日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則

（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア

数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第

３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４桁以下

のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者か

ら給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出し

てください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、坂祝町に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動

車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範

囲内に限られています。